

保安林整備業務委託検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県農林水産部が発注する保安林整備業務委託について、適正かつ公正な検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 完成検査

(2) 一部完成検査

2 完成検査は、業務の完成を確認するために行う検査をいう。

3 一部完成検査は、業務の部分引渡に係る業務の確認をするために行う検査をいう。

(検査員の指定)

第3条 検査員は、公所の長が、当該公所及び関係出先機関の主査以上の職にあるものを指定するものとする。

(兼務の禁止)

第4条 監督員は、当該業務の検査員となることはできない。

(検査の通知)

第5条 公所の長は、受注者から業務完成届けがあったときは、検査員及び検査実施日を指定し、受理日から起算して10日以内に実施するものとし、その旨を業務委託検査実施通知書(第1号様式)により受注者に通知する。

(検査命令簿)

第6条 公所の長は、検査の必要が生じたときは、検査命令簿(第2号様式)により検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとする。

(検査の判定)

第7条 検査は、業務委託契約書、設計図書等と対比してその適否を判定するものとする。

2 検査員は、検査を行うときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 業務実施状況

(2) 出来形及び出来ばえ

ア 出来形

イ 出来ばえ

3 監督員は、検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(1) 出来形図

(2) 施工管理の結果資料

ア 出来形管理

イ 施工写真

- (3) 設計図書で指示した材料の試験結果及び施工立会の記録
- (4) 上記以外の使用材料に関する資料
- (5) 社内検査結果資料
- (6) 各資材の受払い資料
- (7) 業務日誌
- (8) その他監督員の指示するもの

(検査の立会)

第8条 監督員は、検査が行われ得るときは、必ず立ち会わなければならない。

2 公所の長は、検査が行われるときは、当該業務の受注者の現場責任の立会いを求めなければならない。

(検査結果の復命)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく検査調書（財務規則第132号様式）により、公所の長に復命しなければならない。

(検査結果の通知)

第10条 公所の長は、検査の結果を遅滞なく受注者に通知しなければならない。

(設計図書に不適合の場合の処理)

第11条 検査員は、検査の結果、業務の施工が設計図書に適合しない場合は、当該の不適合の詳細について意見を付した手直し事項の検査調書（第3号様式）により、公所の長に復命しなければならない。

2 公所の長は、その原因が発注者又は受注者の何れの責によるかを判定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 公所の長は、前項の規定による処理又は補修の完了後、あらためて第5条以下の規定による検査を受けるものとする。

附則

- 1 平成18年12月15日 制定
- 2 この要綱は、平成18年12月15日以降の起工決裁の業務から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(第1号様式)

第 号
年 月 日

様

農林事務所長
(公印省略)

業務委託検査実施通知書

下記のとおり検査を実施します。

記

検査の種類	完成	一部完成
検査職員氏名		
検査年月日	年	月 日
業務番号		
業務の名称・地区名	事業	地区
場所	大字	字 地内
委託金額	¥	円
関係資料等準備するもの	計測器具、検査工具、経過写真、出来型管理記帳等	

(第2号様式)

検 査 命 令 簿

承認印	検査区分	業務番号	業務等の名称	受命年月日	検査年月日	業務内容	検査員の職及び氏名	備考

(第3号様式)

手直し事項の検査調書

番	号											
業	務	の	名	称								
施	工	場	所									
完	成	検	査	員	の	職	及	び	氏	名		
完	成	検	査	年	月	日						
手	直	し	完	了	年	月	日					
手	直	し	検	査	年	月	日					
手	直	し	検	査	の	功	拙					
検	査	所	見									
手	直	し	指	示	事	項		手	直	し	結	果
上記のとおり手直し事項の検査をしました。												
年 月 日												
検 査 員 の 職 氏 名												
様												